

令和5年度 第2回茅ヶ崎市みどり審議会 会議概要

案件	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 道の駅整備事業に係る緑化の考え方について</p> <p>(2) 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）について</p> <p>(3) 令和5年度上半期における自然環境庁内会議の報告について</p> <p>2. その他</p>
日時	令和5年11月2日（木）午後2時00分～午後3時00分
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1（WEB会議）
出席者氏名	<p>委員</p> <p>一ノ瀬会長、小谷委員、荒井委員、岡田委員、萩原委員、岡本委員、久保田委員</p> <p>事務局・景観みどり課</p> <p>田代課長、戸井田課長補佐、白濱副主査、北澤主事、谷島主事</p> <p>産業観光課</p> <p>稲葉道の駅整備推進担当課長、富士主幹、関谷課長補佐、島崎主査、西之宮副主査</p> <p>建築課</p> <p>中村課長補佐</p> <p>環境政策課</p> <p>森課長補佐</p> <p>大和リース株式会社横浜支社</p> <p>川口氏</p> <p>株式会社関・空間設計</p> <p>三浦氏、作山氏</p> <p>株式会社ファーマーズ・フォレスト</p> <p>増淵氏、上邑氏、石井氏</p>
会議資料	<p>報告資料1. 道の駅整備事業建設工事 みどり審議会</p> <p>報告資料2. 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）</p> <p>報告資料3. 令和5年度上半期に係る自然環境庁内会議の報告について</p>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0人

○事務局（田代課長）

委員の皆様こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

景観みどり課長の田代です。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会を始めます。

本日の審議会については、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき実施させていただきます。

また、本日につきましてはオンライン形式による開催となります。

それでは開催にあたり5点ほど確認をさせていただきます。まず最初に、WEB会議となりますので通信状況の確認をさせていただきます。こちらの映像及び音声がかちんと受信できるかを含め、お名前をお呼びしますので、応答いただけますようお願いいたします。

（通信状況の確認）

ありがとうございます。以上で通信状況の確認が終了いたしました。

次に2点目、傍聴者の確認です。本日、本審議会の傍聴者は現時点でおりませんので、その旨報告いたします。

次に3点目、会議充足数の確認です。本日の会議につきましては、小谷委員から遅参の旨のご連絡を頂いておりますが、現時点で委員7名のうち、6名の委員に出席していただいております。茅ヶ崎市みどり審議会規則第5条第2項に規定される過半数の出席を充足しているため、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に4点目、会議の公開非公開についてです。本会議の内容は公開となり、会議の経過を明らかにするため、会議録を作成し、会議資料とともに、市役所の市政情報コーナー及び市のホームページで公表することとなっておりますので、ご承知おきください。

最後に5点目、配布資料の確認ですけれども、資料につきましては事前に配布しておりますので、この場での資料の確認は割愛させていただきますと思います。よろしくようお願いいたします。

それでは、これより議題に移りたいと思います。議事の進行につきましては、審議会規則に基づきまして、一ノ瀬会長をお願いいたします。一ノ瀬会長、よろしくようお願いいたします。

○一ノ瀬会長

はい。皆さんこんにちは。

それでは議事に入りたいと思います。本日もよろしくようお願いいたします。

今回の議事はすべて報告事項となっております。緑の保全等に関連し、情報共有・情報提供するものについて、それぞれご報告をお願いします。

○事務局

それでは、次第に沿って順次ご報告いたします。まず、道の駅整備事業に係る緑化の考え方について、担当の産業観光課道の駅整備推進担当より説明をお願いいたします。

○産業観光課（稲葉道の駅整備推進担当課長）

本日はよろしくお願いいたします。

まずは道の駅整備事業の経緯概要等について、市側よりご説明させていただき、その後、設計や緑化の考え方については、ちがさき未来プロジェクトグループ（道の駅の整備運営事業者：代表企業：大和リース株式会社横浜支社）からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課（関谷課長補佐）

産業観光課の関谷と申します。改めてよろしくお願いいたします。

私の方からは、道の駅の整備事業の経緯について簡単にご説明をさせていただきます。

本市ではさがみ縦貫道路全線開通の契機といたしまして、茅ヶ崎を通過点にさせないための取り組みとして、平成28年3月に道の駅基本計画を作成し、道の駅の整備に着手しております。

「ALOHA 湘南発茅ヶ崎発 潮風薫る茅ヶ崎愛いっぱい交流拠点」というコンセプトのもとで、

神奈川県との一体型道の駅として、当初は平成31年7月のオープンを目指し、整備を進めることとしておりましたが、用地取得の遅れ、さらには新型コロナウイルスの影響により、今までに2度ほど事業延伸を行い、現在は令和7年7月のオープンを目指して準備を進めております。

道の駅の整備手法といたしましては、公共が資金調達をして、設計、建設、維持管理、運営を一括発注するDBO方式と呼ばれる方式のもとで整備を進めることとしております。DBO方式では、民間の創意工夫を活用する観点から、求めるサービスを性能で規定することとなります。

令和4年度には、それらを規定した要求水準書や審査基準書といったものを策定いたしまして、下半期から事業者募集に着手し、外部有識者から成る選定委員会において、最優秀提案を採択いたしまして、本年6月の市議会において、契約についてご承認をいただいたところでございます。

今後の主なスケジュールといたしましては、今年度中に実施設計を完了し、来年度当初から建設工事に着手、約1年間の工事期間、その後の開業準備期間を経て、令和7年7月にオープンと、こういう流れを想定しております。

本日は契約以降、市民ワークショップなどを経て、基本設計がおおよそまとまりつつあるということから、こちらの委員会にご報告をさせていただくものです。

本事業の経緯等のご説明は以上となります。

続いて、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

資料説明については、表紙を1枚おめくりいただきまして、右上の計画概要から、3番の西側のポケットパーク計画、こちらまで引き続き市側の方からご説明をさせていただきます、4番の植栽計画コンセプトからは、ちがさき未来プロジェクトグループからご説明をさせていただきます。

○産業観光課（島崎主査）

それでは、引き続き資料につきまして産業観光課の島崎よりご説明させていただきます。

まず整備地になりますが、市内の柳島地内となっております。敷地面積は約1.5ヘクタールとなっております。その中に、飲食店、物品販売業などの地域振興施設と、トイレ、道路情報発信コーナーから成る休憩施設の2棟を建築予定となっております、事業スケジュールにつきましては、今後開発手続き等を行いまして来年度建設工事を行います。

そして、7年度に入りましてから3ヶ月開業準備期間を経まして、7月にオープンを予定しているところでございます。

また整備地の周辺状況につきましては、柳島スポーツ公園、柳島しおさい公園、柳島キャンプ場と大きな公共施設が点在するような立地環境でございます。

また、次のページに道の駅の整備事業におきまして、茅ヶ崎市みどりの基本計画との関連について整理してございます。みどりの将来像及び基本理念を実現するために、みどりの基本計画に示しています「基本方針1. 人々が身近に触れ合うみどりの充実」に基づき、重点施策3番：公共施設みどりの充実、重点施策5：道路の緑の充実、この2点に主に寄与できるものと考えております。

また道の駅の敷地外になりますが、道の駅を整備するにあたり、来場者の安全確保の観点から、隣接する市道0121号線の道路の南側歩道拡幅を行っております。

これに伴い約380メートルの植栽帯を新たに設けており、ヒラドツツジ、サツキ、ツツジ等の低木、マサキの中木を植栽してみどりの充実を図っております。

また写真の3番をご覧ください。道の駅の整備に近い位置にはなりますが、一部残地がございましたので、歩道の一部にポケットパークを整備し、ソヨゴ、ヤブラン、シバザクラなどを植樹し、同じく道路のみどりの充実を図っております。

また道の駅の敷地の西側、4番になりますけれども、ここはこれからはなりますが、圏央道から降りて道の駅に向かう位置になりますのでここもポケットパークを整備することを予定しております。次のページをご覧ください。現在お話ししました、4番のポケットパークですけれども、市外の方が茅ヶ崎に入ってきた場所というところもありますので、茅ヶ崎というサインがわかるようなモニュメントを置いて、また植栽に関しましても現在はシュロですとかニューサイランなど、明るく開放的な、また道の駅のコンセプトに近いような樹種を選定して、また腰がかけられて少し立ちどまるような空間を現在検討しております。

イラストについてはあくまでも参考で現在検討中ですので、今後詳細を詰めていくと考えております。

続いての4番以降につきましては道の駅の敷地内の植栽になりますので、以降、設計事業者の方から説明をさせていただきます。

○設計事業者（関・空間設計）

では、変わりました関・空間設計の作山の方からご説明いたします。

4番の植栽コンセプトの資料をご覧ください。これについて、景観アドバイザーの戸田先生と協議をしながら計画を進めている段階であります。

まず植栽のコンセプトとしまして、敷地周辺施設と調和し、茅ヶ崎らしさを創出する植栽計画と設定をしました。まず、駐車場です。今回の敷地をまず「海」として見立てて、「島」となる植栽帯、そこにかかる「栈橋」となる安全な歩行空間、「船」となる建物、これら4つの構成を基本として計画しております。鉄砲道沿いや敷地東側に関しては周辺施設等の樹種との調和を図るために、在来種を中心とした樹種を配置しております。また、国道沿いや駐車場の中央を通るのんびりパスなどでは、施設の顔となり、商業施設としてのにぎわいを創出するため、ハワイらしさを表現した南国風の樹種の配置を計画しております。敷地内で、適材適所にコンセプトを変えながら、調和するデザインとして計画を進めております。

次のページ、5番、植栽計画に関してです。こちらが具体的にどういった樹種をいくつ植樹するのかという形の資料になりますので、お時間ある際にご覧いただければと思っております。

その次、6枚目になります。こちらが景観まちづくりアドバイザー意見一覧の資料になりますが、こちら、事前に景観まちづくりアドバイザーの方々と打ち合わせをしまして、出た意見とそれに対する回答の一覧になっております。特に現在計画中の、先ほどご説明ありました、西側交差点の方のポケットパークとの調和を図るために、シュロを計画地にも植えるようなものとしておりまして、敷地は離れておりますがデザインは親子みみたいな関係性になるとよいかと考えております。

その他、駐車場内の歩行者空間である真ん中に取り替えているのんびりパスですが、そこにはシュロやベンチなどを配置する予定でして、一休みできる空間として計画することも考えております。

また同じ樹種を連続して入れてしまうと並木のようなところの指摘もありましたので、風景が単調にならないように、それらに配慮した配置計画としております。

続きまして、7番の緑化計画になります。

こちらは、左下の表にあります通り、今回、茅ヶ崎市まちづくり条例に準じて、本計画では敷地全体で15%以上の緑地を確保する計画としております。具体的な数値に関しましては左下の表をご覧くださいいただければと思います。

説明は以上になります。

○一ノ瀬会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの道の駅整備に関する緑化について、ご質問などがありましたらお願いします。

いかがでしょうか。岡田委員お願いします。

○岡田委員

岡田です。よろしく申し上げます。

茅ヶ崎らしさ、ホノルルらしさというワードが資料内にありました。この冊子のこのページで初めてホノルルらしさというワードが出てくるので、なぜホノルルなのかという説明がここで必要なのではないかと思いました。

以上です。

○産業観光課

産業観光課よりお答えさせていただきます。

まず、道の駅の施設全体に関しまして、平成27年度に基本計画を策定しております。コンセプトとして、茅ヶ崎市とホノルルが姉妹都市を結んでいることもございまして、共通するゆったりと

開放的などというところがコンセプトにございます。ですので、建物、また運営面も含めてですけども、そういった茅ヶ崎らしさホノルルらしさ、開放的でゆったりとした空間というところで、植栽についても同じコンセプトに基づいて計画したものでございます。

以上です。

○岡田委員

ありがとうございます。

どうしてホノルルらしさというコンセプトになったのかというのが分かるためにも姉妹都市という言葉は入れた方がいいかなと思いました。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。

そうしましたら私から1点ほどよろしいでしょうか。

緑化計画なんですけども、緑化面積と実際の緑化面積があるんですけど、これはどういうことなのでしょう。

○設計事業者（関・空間設計）

まず「実際の緑化面積」という項目に関してお答えいたします。茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例に関しまして、道路境界から2メートル以内の場所については、緑化面積が2倍読みをすることができるという条例の内容があります。この平面の面積での緑化面積というものが2倍読みを含めない、この実際の緑化面積という形になっております。その右隣の黄色で書かれている緑化面積の項目に関しては、道路境界から2メートル以内の緑化を2倍した面積も含めた項目となっております。

以上になります。

○一ノ瀬会長

分かりました。

道路境界から2m以内の範囲だと緑化面積が2倍になるということですね。

15%というのは、どういった根拠に基づくものでしたでしょうか。

○設計事業者（関・空間設計）

茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の中に、敷地面積に対して緑化面積を15%以上取らなければというものがおります。今回のような公共施設の案件に関しましては、適用除外ではあるのですが、条例に準じて今回緑化面積を15%以上確保しているというものになります。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

2倍を使わないと15%を超えないということですね。

実際だと、約14%ということなんですね。これ、実際の緑化面積で15%を超えることは極めて難しいということなんですか。検討はいただけただけでしょうか。

○設計事業者（関・空間設計）

今回、道の駅の面積要件等々の整備条件もあり、駐車場の台数は要求水準等にて決められておりますのでなかなか厳しい状況ではありますが、極力緑化面積を増やす方向で計画検討はしていきたいと思っております。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

そういう意味では、これは市が自ら計画しているプロジェクトでもありますので、できるだけ、実際の緑化面積が15%ぐらいいくのが望ましいのかなとちょっと思ったので、質問させていただいた次第です。

それ以外の委員の皆さん、よろしいですか。

質問がなければ、続きまして報告事項2。「茅ヶ崎市環境基本計画 年次報告書（令和5年度版）」について、担当の環境政策課からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、報告事項2.「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）」について、担当の環境政策課よりご説明させていただきます。

○環境政策課（森課長補佐）

環境政策課より「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）」につきましてご説明をさせていただきます。

茅ヶ崎市では、環境基本計画に基づき立案されました、個別事業の年度実績、進捗状況进行评估するため、毎年、年次報告書として各課の取組みを取りまとめ、茅ヶ崎市環境審議会に報告し、当該年度におけます実績や、進捗状況について評価していただき、事業内容の改善点などについてご意見、ご提言をいただいております。

資料としてお配りしています令和4年度実績を取りまとめました「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）」につきましては、7月初旬に完成いたしまして、市民公表して、市民意見を募集したのち、茅ヶ崎市環境審議会からの意見を頂戴するため、7月25日に市民意見を付して環境審議会へ諮問いたしました。

審議会における評価に際しましては、自然環境、生活環境、温暖化対策を3つの分科会に分かれまして、7月下旬から8月中旬までの期間で、それぞれの分野における取組みについて議論をしていただき、10月19日に行われました2回目の審議会におきまして、各分科会からの評価と全体を通しての意見について整理をして、10月23日付で、答申書という形で提出がございました。

みどり審議会との関連性が高い生物多様性の保全とみどりの保全につきましては、環境基本計画の中では、政策目標1、自然と人が共生するまちとして目標を掲げ、その達成に向けた取組みを各課で進めているところでございます。

なお、自然環境分野における評価や意見として、生物多様性の保全につきましては、お手元の年次報告書、令和5年度版の10ページ、14ページ、16ページの下段に、令和4年度実績の事業評価を記載しており、審議会からのご意見といたしましては、市民団体や学生と協力した継続的な保全活動や、生きものや自然環境について、多様な媒体を使っての継続的な情報発信、人材育成の面につきましては、自然環境評価調査のプレ調査の実施などが評価される一方で、市民団体への支援として、マンパワーを確保する点では、地元企業や学校との連携推進、地域住民の理解の促進となるような取り組みや、より多くの市民に自然環境の現状や課題、魅力を理解してもらうための情報発信について検討すべきということが課題とされました。

また、みどりの保全につきましては、20ページ、21ページ、24ページの下段に、令和4年度の実績の事業評価をしておりますが、審議会からのご意見といたしましては、地域住民等と協力して、公園の維持管理ができていたり、開発事業に伴う希少性のある植物の移植作業、河川の除草作業などが評価され、今後検討すべき課題といたしましては、みどりの量だけではなく質にも配慮する必要性や、国や県が事業主体のものにつきましては、綿密な情報共有が必要であること、水辺は自然災害との関わりも深いため、災害も考慮した緑化の検討が必要であることなどが意見として挙げられました。

そして、各分野共通で検討すべき課題とされたのが、情報の周知と共有であるため、市民の関心が得られるような情報発信と、担当部局の情報発信が、関心を持つ市民に伝わるか、もしくは、市民の情報発信を受け止めることができているかについて検証し、施策の遂行について、双方向型の取り組みが必要であることに言及がございました。

詳細につきましては、市ホームページに答申書を掲載しておりますので、そちらでもご確認いただければと思います。

生物多様性やみどりの保全につきましては、今後も景観みどり課とともに庁内で連携協力して、施策の推進を図って参りたいと考えております。

環境政策課からのご報告は、以上となります。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまのご説明、また、この「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）」について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

そうしましたら、私のほうから確認です。

今ご説明いただいたものは、令和4年度の実績になるのだと思うのですが、内容を見ると「更新なし」というものが結構ありまして、例えば市民アンケートとかは案件ごとに実施されるからということなんだと思うんですけども、その市民アンケートに関わるものっていうのは来年度実施されるのでしょうか。

要は令和3年度があつて、令和4年度で、3年期間と言うと3年目だと思うんですけど、やっぱそのあたりはどのようなものなののでしょうか。もし教えていただけたらと思います。

○環境政策課

ご指摘いただきました点につきまして環境政策課よりご説明いたします。

本計画につきましては、令和6年度が施策評価をする年となっております。ですので、今年度末にアンケート調査を実施しまして、その数字をもとに、来年度の評価、更新をするものとなっております。

またそれを踏まえた上で、中間目標として掲げております令和7年度は、それまでの評価を踏まえて見直しをしていくというような形になっていくものとなります。

以上です。

○一ノ瀬会長

はい分かりました。ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。

はい、小谷委員お願いします。

○小谷委員

次の見直しが令和7年度に新たな環境基本計画を策定されるということで、年次報告に令和4年度の取り組みと今年度の取り組み予定を掲載されているかと思えます。

国の環境基本計画の中間取りまとめが公表されていますが、それに対応させた見直しというのはされるのでしょうか。

○環境政策課

環境政策課よりお答えいたします。

各年度の取り組みにつきましては、個別計画として、様々な事業を進めております各課の取り組みを中心に実施していただいておりますので、そういったものを中心に次年度も進めていただき、そういったものも踏まえた、この計画自体の目標達成に向けた中間見直しということになりますので、施策の進捗状況ですとか、そういったものを踏まえて中間の時点で掲げている目標に対して、実際の取り組みがどうなのかというような見直しがまず基本的には必要かと思っております。

ただそういった見直しの中で、県の計画或いは国の計画等もございますので、そういったものと照らし合わせて、実際に茅ヶ崎市としてはこういった取り組みが必要なのではないかなどのご意見があれば、そういったものを意識した見直しをしていくものになるかと思えます。

○一ノ瀬会長

はい、わかりました。他にいかがでしょうか。

岡田委員お願いします。

○岡田委員

今のご質問の続きなのですが、施策の評価や見直しが来年度あるということで中間目標とか期末目標の数値が挙がってくるということですよ。

○環境政策課

環境政策課よりお答えいたします。

来年度につきましては、施策評価という形になりますので、特にこの数字を見直すというよりは施策として、例えば資料の10ページ、そういったところに施策指標という形で、各政策目標を

達成するための施策の指標、目標値が掲げられています。その中で、更新されてない部分についても数字が入ってきます。

それを踏まえて、これまでの施策自体がどうかというのを評価するので、基本的には計画策定当初の数字に向けた取り組みというのを評価するものになります。その進捗に合わせた目標設定を変える必要があるのかといった議論も出てくる可能性があるかと思います。

例えばゴミの分野につきましては、ゴミ袋の有料化の効果もあつてか当初の目標値をすでにクリアしているような事業につきましては、この計画の中でもこのままの目標値でいいのかどうかなどはご意見もございました。そういったものは、何か別のもので新たな取り組みを進めていこうというような形になります。

以上です。

○岡田委員

基本的には、変えないという方向性でしょうか。

○環境政策課

基本的には策定時の数字というものがあるので、そうなります。

○岡田委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

久保田委員お願いします。

○久保田委員

環境基本計画の中で、ビーチクリーンについては触れている箇所があるんですけども、最近歩いていて、特に川のゴミがとても気になります。特に、小出川の中にゴミが廃棄されてしまっているようなのですが、それに対して何か活動しているようなことが記載されている項目はございますか。

○環境政策課

川ですと、管理者が国だったり県だったりと変わってきてしまうので、なかなか川の中のそういった部分に関してまで具体的に記載した項目はないのですが、その周辺における事業ですとか、そういったものに関しましては、国や県と調整しながら進めるような形で、実施しているところでございます。

○久保田委員

ありがとうございます。ビーチクリーンは今年サザンオールスターズのコンサートがあつたりしましたので、大々的にいろんなところでやってると思うんですけど、海に続く川を綺麗にしていく活動が気になっておりますので、何らかの形で、そういうのがあつたらいいのかなと思います。ありがとうございます。

○事務局

すみません、事務局から今のビーチクリーンに関しまして補足になります。

茅ヶ崎の場合ですと、やはり海に面しているということから、実際にビーチクリーン活動をしている団体が非常に多くございます。

先程、委員の方からお話ありましたように川が元々海に繋がるところで、河川の方も大事にしないといけないのではないのかといった趣旨だったかと思いますが、海岸で活動している団体に比べて、河川で活動している団体が少ないという実情もあります。

先程の環境政策課からの説明にもありましたように、河川区域、流域において、管理者が変わってくるといったところで団体の活動が把握しづらくなってしまふことも一因にあると考えております。

以上です。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

荒井委員お願いします。

○荒井委員

荒井です。よろしくお願いいたします。

全体的に拝見していて、令和4年度の実績の中に一部新型コロナウイルスの関係で事業が止まっているところが段々動き始めてきたところもあると思ひまして、環境政策課は割とまた動き始めてるのかなという印象がありますが茅ヶ崎はすごく色々な市民とかが関わったりする様々な活動をしてきたと思ひますが、コロナ禍で止まっていた事業につきまして、例えばデータのにも、そこら辺は戻りつつあるんでしょうか。

お願いします。

○環境政策課

実際には、啓発系の事業ですとか、そういったものも、オンラインでやっていたものを対面で実施されたりなどとなっておりますので、徐々にではありますけれども、戻りつつあるものという認識を持っております。

以上です。

○荒井委員

ありがとうございます。

コロナ禍をはさんでからの動きっていうのはきちんと受けとめて、市として記録を残しつつ、ここからどういうふうに戻ってきたのかっていうことを記録して残す必要があると思ひますので、今後の記録の取り方も検討をよろしくお願ひします。

○環境政策課

ありがとうございます。そのあたりのところは、環境審議会の方でもご指摘いただきましたので、こちらの方で整理していきたいと思ひます。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

萩原委員、お願いします。

○萩原委員

萩原です。よろしくお願ひします。

先程、ビーチクリーンのお話があったと思ひますが、拾っておしまいではなく、そもそもの原因であるゴミを出さないという部分を目標に活動が上手く表現されていくといいかなと聞いていて思ひました。

すべてはそれが生物多様性保全の理解とか、教育の部分に繋がっていくと良いのではないかと感じました。

以上です。

○環境政策課

ありがとうございます。

そのあたりのところは萩原委員がおっしゃる通り、やはりその海や河川などに至っては、その街の中から出てしまったものというのが、そもそもの原因になりますので、そういったものをなるべく無くすようにとか、或いは海に近い学校では環境啓発授業の中で啓発作品を作ったりですとか、そういった取り組みをされてる学校もありますので、そういった対応ですとか、河川の汚染防止につきましても積極的に啓発していったなるべく減らせるような取り組みを実施していきたいと思ひます。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

そしたら私の方から2つほどよろしいでしょうか。

ご説明いただいた部分ではないんですけども、気候変動対策関係って、1つは50ページの、廃棄物処理に伴う効果ガスの一人あたりの排出量っていうのが出てるんですけども、その前のページでごみ自体は減量化の実現できてるっていうふうな報告があるんですけども、ここ見ると、こ

こだけなんか現況値が極端に上がってる値が出てるんですけども、これはなぜなのか、ちょっとひとつ教えていただきたいです。

あともう1つは、再生可能エネルギーの導入を進められているということで、56ページですね、今のところ順調に数が増えているんだと思うんですけども、一方でこの審議会へと関連するという意味では、太陽光の設置とかですね、緑地だったり、みどりとのコンフリクトのようなことが起こってないのかどうか教えていただければと思います。

以上2点お願いします。

○環境政策課

1点目、年次報告書49ページ記載の、市域の温室効果ガス排出量が減っている一方で、50ページ記載の廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の市民1人1日当たりの排出量が増えている要因についてご説明します。

廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の市民1人1日当たりの排出量の算定につきましては、年4回ごみ全量に対して抜き取り調査を行って、その中にあるプラスチックごみの量の割合を基に算出しています。

そのため、抜き取り調査をした時のプラスチックごみの割合に大きく左右されるものであり、調査時にプラスチックごみが多かったということが要因として考えられます。

ごみの総排出量は減少し、逆に資源物が増えている点から見れば、本来は減少しているべきものではありませんが、調査のタイミングでたまたまこのような数値が出てしまったというのが、実態であると認識しています。

2点目の再生可能エネルギーの部分につきましては、市の電力供給自体はコスモ電気の電気エネルギーなどを電力供給したりそういった部分を中心になっておりますので、例えば自然環境の部分で開発行為が行われて太陽光パネルが設置されたりなどは現時点では特段ございません。

そういった部分では、今後どのように再生可能なエネルギーを確保していくかなどを意識しながら取り組みを進めて参ります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

1点目の方は、例えば資料2の方の一般廃棄物に関わる温室効果ガスの総量だと思うんですけども、推移なんかを見ても、順調に減少する方向にいったるんだと思うんですけど、多分この50ページの、ここの1人当たりの排出量だけが、極端に悪化してるように少なくて、そういった結果が見えるので、ご確認をいただけたらなというふうに思いました。

そうしましたら他にいかがでしょうか。岡本委員お願いします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

1点目の方は、例えば資料2の方の一般廃棄物に関わる温室効果ガスの総量だと思うんですけども、推移なんかを見ても、順調に減少する方向にいったるんだと思うんですけど、多分この50ページの、ここの1人当たりの排出量だけが、極端に悪化してるように少なくて、そういった結果が見えるので、ご確認をいただけたらなというふうに思いました。

そうしましたら他にいかがでしょうか。岡本委員お願いします。

○岡本委員

今まで他の委員の皆様の意見聞いてて、感じたことを言わせていただきたいです。

私はさがみ農協から農業者の立場で来ています。各地域、例えば清水谷や柳谷だとか、各所に保全されてる自然環境があると思うのですが、この地域に関してはボランティアの方が頑張ってくさっています。今のところ現状維持といいますか、これ以上荒れない状態になってるのですが、市内の特に北部は、このような環境を守ってる自然地域というのは、基本的には人間が手を入れてなんぼの世界、里山だと思ってます。私たちは地主として、この今の環境を守っていただくという形でもって市にこの管理を委託したわけなんです。これ以上、タブノキだとか、カシ類だとかが増えて山が荒れていくのを見ていくのが非常に辛いんです。

その辺のところを含めて管理していくのも大事だと思うし、このままでいくと下草がなくなるし、動物は昔と比べて居なくなってきています。だからなるべく早急に昔のように戻していただくのと同時に、それを含めてその地域の周りを、繋がってるっていうか、守ってる農地、山林、それを含めて初めてなんぼの世界だと思っています。

今、農地をちゃんと守ってる農業者がほぼもう高齢化してリタイアしています。特別緑地保全地区に指定されている清水谷や赤羽根字十三区周辺の2か所は残っているんですけど、その周りが荒れ始めてしまっているんです。本来であれば地域の住民や農家の子弟たちが、そこに行ってくれて住んでくれて、あとの代へ繋げてもらえば一番いいんですけど、残念ながら、もう農家一本だと収入が不安定ということで、ほとんどの方が外の勤めに出ちゃってます。そういう関係で、今人手がなくなっちゃって、まだ技術もない、機械もない。それを守る人があと何年続けられるか。すごい今、それを危惧しています。そのことだけを全体として少し、話が大きくなるかもしれませんが、お伝えしておきたいと思いました。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。

今いただいた意見につきましては、当然ながら農業者の方々を本市の方も大事にしていきたいといったところはありますので、農業水産課や他の関連するところと情報共有を図りながら、我々みどりの担当部局として、まとまった自然環境だけでなく、それら周りを囲みどりのことも当然視野に入れながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○一ノ瀬会長

はい。ありがとうございます。他によろしいですか。

それでは、環境基本計画の年次報告については以上とさせていただきます。

それでは続きまして、令和5年度上半期における自然環境庁内会議について景観みどり課よりご報告いただければと思ひます。

○事務局

それでは続きまして、令和5年度上半期におけます自然環境庁内会議につきまして、景観みどり課よりご報告をさせていただきます。

自然環境庁内会議につきましては、道路工事や施設建設などの公共工事に先立ちまして、関係各課への連絡調整を図り、自然環境の保全、緑化の推進に向け適切かつ効果的な保全策の協議、検討を目的として開催しているものでございます。基本的には毎月開催する予定としておりますが、実際の公共工事の計画に合わせて案件がある場合に開催しております。今年度の上半期においては5月と6月に開催しておりまして、本日はその内容についてご説明をさせていただきます。

はじめに、行谷遊水地計画におけるミティゲーションの報告となります。

こちらは昨年度のみどり審議会でもご報告させていただいた内容を自然環境庁内会議において、報告したものでございます。

県事業によります行谷地内における遊水地整備工事に伴いまして、事前に景観みどり課職員や下水道河川部、環境部の職員を中心に、ギンイチモンジセセリの生息地のオギやチガヤの移動作業を実施した旨を、関係各課へ報告した内容となっております。

次に、文化資料館の解体工事に伴うミティゲーションにつきましては、市内の中海岸2丁目に現在の博物館の前身とも言える公共施設、文化資料館がござひます。

こちらの建築物が耐震性能や施設の老朽化に大きな課題があるため、解体工事を実施するという情報提供をいただいたものです。その情報提供に基づきまして、現地調査を実施したところ、本市の準絶滅危惧種であります、コマツナギが現存していることを確認し、市役所の前広場内の2ヶ所に移植しておりまして、こちらにつきましては現在も生育しており、活着を確認しているところでござひます。先ほどの移植作業後の様子が資料の一番右下のものになります。

また最後となりますが堤地内の狭あい道路整備に伴うミティゲーションの必要性につきまして

は、拡幅工事を実施するにあたりまして、事前にミティゲーションを実施する必要があるかどうかを協議したものととなっております。

こちらに関しましては工事に先立ちまして景観みどり課職員で9月に現地調査を行ったところ、今回の工事範囲内におきましては移植すべき種の存在は確認されなかった旨を担当課に回答をこれからする予定となっております。

簡単ではありますが、以上となります。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

それではただいまの報告について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

行谷のミティゲーションについて質問です。現在はどのようになっているのでしょうか。

○事務局

はい、ギンイチモンジセセリの生息地の草本類のミティゲーション結果についてお答えいたします。

残念ながら、ギンイチモンジセセリの生息はミティゲーション先であるエリアでは、現時点では確認ができておりません。

○岡田委員

それは、ギンイチモンジセセリの生息が行谷地内では絶滅してしまったということでしょうか？それともまだ生息している可能性はあるのでしょうか。

○事務局

はい。お答えします。

まだももとの生息域には生息するために必要な草本類が生育しておりますので、同じ作業をしてミティゲーションをすることは可能かなと考えておりますが、そもそもギンイチモンジセセリを対象にしたミティゲーションの成功例が文献としてもなかなか無いようですので実際にまた実施するにあたって、非常に厳しいのではないかとということ、事前に協議していたところ、

ただ、絶滅といったことではなく、また別の地域には、生息を確認しているところではございません。

○岡田委員

ありがとうございます。今回のミティゲーション先のエリアでは生息確認はできなかったが、ももとの生息域にはまだいることから、再度ミティゲーションを実施することは可能ということですね。

○事務局

ももとの生息域も、遊水地の計画範囲内にありますので、何もしなければそのまま絶滅してしまう場所となっております。我々もできる限り、時間と体力と費用があれば実施をしていきたいと考えております。

○岡田委員

ありがとうございます。個人的にはやっていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

久保田委員お願いします。

○久保田委員

今回の資料を通して、初めてミティゲーションという言葉を知りました。

具体的な活動としては、具体的にこのミティゲーションはそこにあるものを、もともとあった自然環境と似ている自然環境に移植するというものなののでしょうか。教えてください。

○事務局

事務局よりお答えします。このミティゲーションについては、もう少し詳しく申し上げますと、「回避・最小化・修正・軽減・代償」の5つの段階に分かれております。今回、ご報告させていただきましたミティゲーションは、これら5つの段階のうち最終手段となる「代償」という代替資源や環境を置き換えて提供し、影響の代替措置を行うものとなっております。

また、このようなミティゲーションについてですが、昆虫類や鳥類等の動物は移動してしまうため、主に植物を対象として実施しております。当然、植物におきましても、生育に適さない場所といたるところがありますので、できるだけもともとあった場所等と類似した自然環境を探して、ミティゲーションを実施しております。そういった意味におきましては、ミティゲーションを実施するにあたりまして、単純に別の場所に移植するというものではなく、適した自然環境を探してその植物を移植するというようなところでございます。

以上です。

○久保田委員

ミティゲーションの具体的な活動は、移植という認識でよろしかったでしょうか。

○事務局

ミティゲーションは移植ただけで終わりというのではなく、その後のモニタリング、つまり草本類等の活着状況の確認も含めて実施しているところでございます。

なかなか、聞き慣れない言葉ではあるかと思いますが、移植作業というような形でとらえていただければ分かりやすいのかと思うところでございます。

以上です。

○久保田委員

はい。ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

事務局で使われてるのは代償ミティゲーションのことを言われてるんだと思うんですけども、ミティゲーションにも大きく分類して5つの段階がありますので、そういう意味では正確に使われた方がいいのかなというふうにも今ご指摘を伺っていて思いました。ですので今回の報告事項は、いずれも代償ミティゲーションのことを指してるのかなと思います。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

それではこの報告については以上としたいと思います。

その他ですけれども、事務局から何かその他ございますか。

○事務局

それではその他としまして3点ほどお願いしたいと思います。

まず1点目につきましては清水谷の保全管理計画の改定に関してです。

前回の審議会におきまして、修正案におきまして、皆様から一任をいただきまして、会長と事務局で確認作業を行い、今回の審議会において、完成版をお示しする予定でありましたけれども、申し訳ございません。事務局の作業が遅れておりまして、現在まだ会長にお示しできていない状況となっております。こちらにつきましては早急に会長と確認作業を行いまして、完成形を皆様にお示ししたいと考えております。

2点目につきましては第4回自然環境評価調査に関するものになります。

こちらプロポーザルにおきまして、委託事業者がこの度決定しました。委託事業者におきましては、株式会社建設環境研究所になります。プロポーザルの入札としましては2社あったんですがこちらの会社に決まったといったところになります。具体的にはこれから委託事業者等正規な契約を結びまして、その前に仕様書の中身を詰めまして、できましたら今年中に具体的な動きが出るような形で進めたいと考えております。

最後、3点目ですが次回の審議会の予定となります。

第3回のみどり審議会につきましては2月の下旬から3月の下旬に開催したいと考えております。

市議会開催の時期と重なっておりますので、また改めて日程調整をさせていただきますので、よ

ろしくいたします。

事務局からは以上となります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございました。そうしましたら以上をもちまして、令和5年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

○事務局

委員の皆様、ありがとうございました。それぞれ随時、WEB会議から退出していただくよう、願いたします。本日はありがとうございました。